

巻頭言

企業活動の正常化と公益原理

東北公益文科大学 学長 小松 隆 一



去る六月十四日、公益通報者保護法が成立した。企業などの不正・不法を内部告発するものが解雇や降格といった不利益や危険な状態にさらされないように、内部告発者を保護することを目的とする法律である。

もともと、ただそれだけのことであれば、ここでわざわざ取りあげ、論ずるほどのことではないかもしれない。ところが、この法律は実は意外に大きな意義をもっている。ただ内部告発を保護し、容易にするというだけではなく、公益の本質に触れるものを持っているからである。

民間の公益活動には、一つは資本主義的市場に乗れなかったり、外に弾きだされたりしたものに對する保護・救助などがある。貧民や身よりのないものに対する救済活動など資本主義初期に典型的にみられた主に民間の個人や団体による活動である。その後、各地域のリーダーたちが地域全体のために私財を投ずる社会貢献活動を拡大し、民間公益活動の中心になっていく。

もう一つは資本主義的市場内部の矛盾・問題を、それらが外に出る前に緩和や解決しようとする活動がある。これまでは公益事業がその典型であった。電力、ガス、水道、交通機関などは、すべての国民・市民が等しく使用するので、競争原理に任せておくと、深刻な問題が発生しかねない。例えば、コストの急上昇などから、際限なく料金が上がり、一般市民が使用しにくくなることも起こりうる。そのため、その種の業種は公営にするか、さもなければ市場原理そのものに、あらかじめ公益原理を加味して競争原理を部分的に抑制し、過剰な矛盾や事態が発生するのを事前に予防することが必要になる。電力、交通機関などの料金が民営であっても主務官庁からの許可制であったことは誰でも知っている通りである。

この度の公益通報者保護法は、公益事業に似て、市場原理に基づく企業活動に対して企業や組織を超える性格の公益原理を注入し、企業などが不正・不法を働くのを抑制する効果をもたせるものである。企業に限らず、組織はいつたん成立すると、その維持・保存本能が強くなり、そのためには時には不法ぎりぎりのことまで実行しかねなくなる。とりわけ競争原理に則る経済活動は、競争に勝ち自らを守るために、内に閉じこもって際限なく不正・不法の方向に傾斜することもありうる。例えば、正確な情報の非開示、非民主的な方法による方針・政策の決定、極端な場合には汚職、粉飾決算などである。

そのような場合、不正や不法を暴き、是正した方が、目先は多少混乱があつたとしても、長期的・本来的には当該組織の正義にかなうはずである。不正・不法の糾弾・是正が正面から堂々と行なえない場合もあり、その際には、あえて内部告発を認めて組織が正道・正常に戻るのを促す必要もあるということである。

これまで、内部告発で企業などが正道・正常に戻つた例は少なくない。またもし内部告発制度を活かしていたら、かくも惨めな事態を招かずに済んだであろうと思われる例も少なくない。最近の自動車会社のリコール・情報隠し、食肉会社などの巨額な補助金の不正取得などは、内部告発があり、それを適切に処理していれば、ある程度発生や拡大を抑制できた可能性が強い。

本来、内部告発などという手段ではなく、アメリカ力のように公益担当役員を置くなどして、制度として正面から社会の常識とずれたり、不正に走る事態を予防するシステムを用意する方が賢明であるが、それが容易には育たない現状では、しばらくは内部告発に期待せざるを得ないであろう。